

予算決算委員会会議録

開催年月日 令和2年9月16日（水）

開催場所 予算決算委員会室

出席委員 48名

| | | | |
|-------|-----|--------|------|
| 澤田昌作 | 委員長 | 園川良二 | 副委員長 |
| 紫垣正仁 | 委員 | 上田芳裕 | 委員 |
| 山本浩之 | 委員 | 北川哉 | 委員 |
| 古川智子 | 委員 | 島津哲也 | 委員 |
| 吉田健一 | 委員 | 伊藤和仁 | 委員 |
| 平江透 | 委員 | 荒川慎太郎 | 委員 |
| 齊藤博 | 委員 | 田島幸治 | 委員 |
| 日隈忍 | 委員 | 吉村健治 | 委員 |
| 山内勝志 | 委員 | 緒方夕佳 | 委員 |
| 高瀬千鶴子 | 委員 | 三森至加 | 委員 |
| 大寫澄雄 | 委員 | 光永邦保 | 委員 |
| 高本一臣 | 委員 | 福永洋一 | 委員 |
| 西岡誠也 | 委員 | 田上辰也 | 委員 |
| 浜田大介 | 委員 | 井本正広 | 委員 |
| 藤永弘 | 委員 | 原口亮志 | 委員 |
| 田中敦朗 | 委員 | 小佐井賀瑞宜 | 委員 |
| 寺本義勝 | 委員 | 原亨 | 委員 |
| 大石浩文 | 委員 | 村上博 | 委員 |
| 那須円 | 委員 | 田尻善裕 | 委員 |
| 満永寿博 | 委員 | 田中誠一 | 委員 |
| 津田征士郎 | 委員 | 藤山英美 | 委員 |
| 落水清弘 | 委員 | 倉重徹 | 委員 |
| 三島良之 | 委員 | 坂田誠二 | 委員 |
| 白河部貞志 | 委員 | 上野美恵子 | 委員 |

議題・協議事項

（1）議案の審査（16件）

議第 192号「専決処分の報告について」

議第 193号「令和2年度熊本市一般会計補正予算」

議第 194号「令和2年度熊本市植木中央土地区画整理事業会計補正予算」

議第 195号「令和2年度熊本市公債管理会計補正予算」

議第 196号「令和2年度熊本市水道事業会計補正予算」

議第 197号「令和2年度熊本市下水道事業会計補正予算」

議第 198号「令和2年度熊本市交通事業会計補正予算」

議第 199号「熊本市エンターテインメント支援基金条例の一部改正について」

議第 204号「熊本市新型コロナウイルス感染症金融対策基金条例の制定について」

議第 237号「令和元年度熊本市各会計（公営企業会計を除く。）決算について」

議第 238号「令和元年度熊本市病院事業会計決算の認定について」

議第 239号「令和元年度熊本市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」

議第 240号「令和元年度熊本市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」

議第 241号「令和元年度熊本市工業用水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」

議第 242号「令和元年度熊本市交通事業会計決算の認定について」

議第 244号「令和2年度熊本市一般会計補正予算」

午前10時00分 開会

○澤田昌作委員長 ただいまより予算決算委員会を開会いたします。

この際申し上げます。本日は新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う出席委員の抑制を行っております。

昨日に引き続き、総括質疑を行います。

なお、委員より申出のありました資料につきましては、お手元に配付しておきました。

これより、公明党市議団の質疑を行います。持ち時間は40分となっております。

まず、井本正広委員の質疑を行います。

〔井本正広委員 登壇 拍手〕

○井本正広委員 皆さん、おはようございます。公明党熊本市議団の井本正広でございます。

今回は、三森議員、伊藤議員と3人で総括質疑を行います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

令和元年度は、熊本地震から4年目の年であり、「～復興、その先の未来へ～」を目指して、新熊本市市民病院の開院をはじめ、熊本城天守閣の外観復旧に伴う特別公開の開始、熊本城ホールの開業、災害公営住宅の整備完了、またラグビー・ハンドボールの世界大会の開催等、市制130年を迎える重要な年でありました。

一般会計歳入決算の状況では、熊本市の決算の概要を見ますと、市税は県費負担教

職員の権限移譲に伴う税率の見直しの影響や、緩やかな景気の拡大等により、対前年度比44億円増の1,178億円、国・県支出金は幼児教育の無償化等に伴い増額となる一方で、熊本地震からの復旧事業の進捗等に伴い、対前年度比61億円減の1,139億円、自主財源は対前年度より58億円増で1,534億円、歳入総額に占める自主財源の比率は対前年度比0.8ポイント増の38.7%、依存財源は対前年度より22億円増で2,429億円、歳入総額に占める依存財源の比率は対前年度比0.8ポイント減の61.3%です。

一般会計歳入決算の総額は、平成29年度に次ぐ大きな額で3,963億円となりました。特に市税は過去最高額の1,178億円です。

そこで、市税をもう少し細かく、前年度と令和元年度の決算附属書9ページの市税の収入済額を見比べますと、個人市民税は前年度より27億円増の514億円、法人市民税は1億円増の102億円、固定資産税は13億円増の414億円、軽自動車税は7,000万円増の18億円、市たばこ税は900万円減の50億円、事業所税は2,700万円増の23億3,300万円、都市計画税は2億4,000万円増の53億6,000万円となっています。

市たばこ税以外は増えております。住民基本台帳の人数は前年度末73万1,933人から73万1,572人と若干減少していますが、市税は増えました。要因をお示しください。財政局長に伺います。

続けて次に、市税とともに市債も過去最高額の605億円になっています。前年度と比べますと98億円の増加です。令和元年度の決算附属書73ページの市債の収入済額を前年度と比べますと、民生債、土木債、消防債、商工債、教育債の順で増額されており、衛生債、災害復旧債、臨時財政対策債の順で減額されています。市債が増減した要因をお示しください。特に臨時財政対策債の減額理由を教えてください。財政局長に伺います。

また、歳入決算の状況全体について、市長はどう分析をされていますでしょうか。大西市長にお伺いをいたします。

○澤田昌作委員長 この際申し上げます。先ほど資料をお配りした旨を申し上げましたが、本日は配付の資料はございませんでしたので、訂正いたしたいと思っております。

〔田中陽礼財政局長 登壇〕

○田中陽礼財政局長 一般会計歳入決算について、2点の御質問にお答え申し上げます。

まず、市税の増収要因についてでございますが、市税収入は委員御指摘のとおり、県費負担教職員の権限移譲に伴う税源移譲の影響や緩やかな景気拡大等により、対前年度比44億円増の1,178億円となり、過去最高額の収入となりました。これらの要因のほか、税収が増加いたしました主な要因を税目ごとに見てみますと、まず個人市民税は、熊本地震に係る雑損控除の減少や、納税義務者の合計所得金額が増加したものであるものでございます。

次に、固定資産税及び都市計画税でございますが、熊本地震による影響が減少しましたことに加え、宅地の需要増による宅地開発や、家屋の新增築数が増加したことによるものでございます。

また、軽自動車税は、最も税率の高い軽四輪乗用車自家用の登録台数の増加や、環境性能割が新設されたことによるものでございます。

また、事業所税は、事業所等の床面積の増加に伴いまして、資産割額が増加したことによるものでございます。

次に、市債の増減要因についてお答え申し上げます。

議員御指摘のとおり、令和元年度の市債借入れは、前年度と比べまして約98億円増加しております。主な増加要因でございますが、熊本城ホール整備事業債が、工事の年次割の影響によりまして約57億円、道路整備や街路事業等に充当する土木債が、防災・減災・国土強靱化のための緊急対策等の影響によりまして約83億円増加したことなどによるものでございます。

また、減少要因は、熊本城をはじめといたしました熊本地震などからの災害復旧事業債が、事業の進捗に伴いまして約29億円、臨時財政対策債が地方財政計画における発行総額の減少に伴い約46億円、それぞれ減少したことによるものでございます。

なお、令和元年度の地方財政計画では、地方税の増収等を背景といたしまして、臨時財政対策債の総額が大幅に減少いたしておりましたところ、本市の同起債も同様に対前年度比で20.2%の減少となったものでございます。

〔大西一史市長 登壇〕

○大西一史市長 先ほど財政局長がお答えいたしましたとおり、基幹的な収入である市税につきましては、個人・法人市民税や固定資産税などが、県費負担教職員の権限移譲に伴う税率の見直しの影響や復興需要等を背景に堅調な伸びを示し、過去最高額を更新いたしました。また、熊本地震からの復旧復興の進展に伴い、災害復旧費に充当する国・県支出金が大幅に減少したことも、令和元年度決算の特徴であります。

その結果、自主財源は4年連続で増加し、自主財源比率も2年連続で改善いたしました。令和元年度は、震災復興計画などに基づくこれまでの取組によって、地域経済が順調に回復しつつある時期であったと考えております。

今後は新型コロナウイルス感染症の影響によって厳しい財政運営が見込まれますが、現在策定中の「熊本市経済再建・市民生活安心プラン」に掲げた施策を着実に実施することにより、感染拡大の防止と地域経済の再建を実現し、さらに健全な財政運営に努めてまいりたいと考えております。

〔井本正広委員 登壇〕

○井本正広委員 ありがとうございます。

市税は復興需要等を背景に堅調な伸びを示し、過去最高額を更新したことにより、自主財源は4年連続で増加、自主財源比率も2年連続で改善したとのことでした。

また、熊本地震から復旧復興の進展に伴い、災害復旧費が大幅に減少したことも令和元年度の特徴であり、震災復興計画などに基づく取組によって、地域経済が順調に回復しつつある時期であったということでもあります。

臨時財政対策債が地方財政計画における発行総額の減少に伴い、約46億円減少しま

したが、審査意見書10ページによりますと、一般単独事業債、公共用地先行取得等事業債などが増加したことにより、結果として地方債現在高は4,818億円、市民1人当たりの市債額は65万8,000円と、過去最高になっております。今後の新型コロナウイルス感染症の影響によっては、本市の行財政運営に大きく影響を及ぼすことが懸念されますので、今まで以上に計画的な運営をお願いいたします。

次に、審査意見書13ページの財政調整基金現在高についてお伺いします。

財政調整基金については、昨日も質疑がありましたので、なるべく繰り返さないように質疑をできればと思います。

本日は9月16日で、令和2年度も半年を過ぎようとしております。この上半期、新型コロナウイルス感染症の拡大、記録的な豪雨災害、超大型台風と、予期できぬ対応に迫られました。改めて財政調整基金の重要性を感じているところです。

審査意見書では、「財政調整基金は当該年度のみならず翌年度以降における財政状況にも配慮して、健全な財政運営を損なうことがないよう、年度間の財源の不均衡を調整するために積み立てられた積立金である。余剰財源が生じたときに、予期しない収入の減少や予想外の支出の増加に備え、常に安定した財政運営ができるよう長期的視点に立って積み立てておくことが必要とされている。そして、この積立金は、経済事情の著しい変動時により財源が不足する場合や災害が発生した場合などに限り、処分することができる」と記載されています。令和元年度決算では31億3,382万円積み立てられ、38億1,728万円が取り崩されたため、前年度に比べ6億8,346万円、14.3%減少し、40億9,613万円となっています。

そこで、財政局長にお伺いいたします。

1点目、積立金31億3,382万円の根拠をお示してください。

2点目、余剰財源が生じたときに積み立てるとされていますが、余剰財源が生じなくても積立ては可能でしょうか。

3点目、経済事情の著しい変動時により財源が不足する場合や災害が発生した場合などに限り処分することができる財政調整基金が、令和元年度6億8,346万円減少しました。その要因をお示してください。

〔田中陽礼財政局長 登壇〕

○田中陽礼財政局長 財政調整基金に関するお尋ねにつきまして、順次お答え申し上げます。

まず、令和元年度決算における積立額の根拠についてでございますが、財政調整基金への積立てにつきましては、毎年度の運用収入を積み立てますとともに、地方財政法第7条の規定によりまして、前々年度の普通会計決算における実質収支の2分の1に相当する額を新規に積み立てたものでございます。その結果、令和元年度決算では、基金運用収入として約380万円を積み立てますとともに、平成29年度普通会計決算の実質収支が約62億6,000万円でありましたことから、その2分の1であります31億3,000万円を併せて積み立てているものでございます。

次に、余剰財源が発生しない場合の積立ての可否についてであります。例えば、今年度の負担に備えますため、法で定める以上の金額を予算に計上することによりまして、財政調整基金に積み立てることは可能でございます。

最後に、令和元年度におきまして、財政調整基金残高が6億8,346万円減少した要因についてであります。財政調整基金は、地方財政法第4条の4に基づきまして、経済事情の著しい変動や災害などにより財源が不足する場合に切り崩すことができると規定されております。令和元年度につきましては、新型コロナウイルス感染症の発生に伴いまして、さきの第1回定例会におきまして感染拡大の防止、学校給食の休止に伴う対応、さらには収束後を見据えた地域経済の回復に向けた取組に係ります追加歳出を補正しておりまして、これを賄う財源といたしますために、特定財源を除く一般財源相当分に財政調整基金を取り崩して充当したものでございます。

〔井本正広委員 登壇〕

○井本正広委員 ありがとうございます。

積立額の根拠は分かりました。取り崩さなければ残高は増えていくのですが、新型コロナウイルス感染症の発生に伴い感染拡大への防止、学校給食の休止に伴う対応、さらには経済の回復に向けた取組に係る財源として、財政調整基金を取り崩したとのことでした。

大西市長はこれまで、また昨日の答弁でも、「財政調整基金は不測の災害により生じた経費の財源として充てる場合や、経済事情の著しい変動により財源が不足する場合など、年度間の財源不足に備え一定額を積み立てているものである。適正規模について定めたものはないが、今後も新たな災害の発生や経済事情の変動に対する備えは必要であることから、一定額は確保していく」と答弁されています。

不測の事態のために備えておく財政調整基金ですので、今般のような未曾有で困難なときは、しっかりと活用していただき、対策をスピーディーに打っていただきたいというふうに思います。

熊本市の財政調整基金のこれまでの年度末有高の推移を見ますと、平成17年度から27年度までは100億円を超え、平成23年度は最高の113億円積み立てられていました。熊本地震後100億円を下回り、令和元年度は40億円になりました。今回提出された新型コロナウイルス感染症による財政影響試算によりますと、令和8年度までの本市財政への影響額は、令和2年度当初予算計上事業の見直しに伴う財源と、令和元年度からの繰越金、財政調整基金を充てても90億円の不足となっております。さらに、一般会計のみならず公営企業においても、受診控えに伴う病院事業の減収や、市電の利用減少に伴う交通事業の減収による資金不足も想定されています。

そこで大西市長にお伺いします。

財政調整基金の積立残高がなかった場合、経済事情の著しい変動時や災害が発生した場合に、本市独自の施策をスピード感を持って実行することができないのではないかと思います。その際はどのような対応をされるおつもりか、お示してください。

〔大西一史市長 登壇〕

○大西一史市長 災害時等において、財政調整基金の残高がなかったと仮定をした場合、既決予算の流用や予備費の充用、さらには繰越金を活用するなど、国・県等からの財政支援を受けられるまでの間、臨時的な対応を行っていくこととなります。

しかしながら、このような対応は望ましい状態ではなく、財政調整基金は一定の残高を維持していくべきであると考えております。新型コロナウイルス感染症の影響により先行きが不透明な中においても、国・県に対し必要な財政支援を要望しつつ、税收の早期回復や業務の効率化など歳入・歳出両面からのあらゆる対策を講じることで、市民の不安を招かないような健全な財政運営に努めてまいります。

〔井本正広委員 登壇〕

○井本正広委員 ありがとうございます。

財政調整基金がなくなったと仮定した場合、既決予算の流用や予備費の充用、さらには繰越金を活用するなど、国・県等からの財政支援を受けられるまでの間、臨時的な対応をせざるを得なくなります。しかしながら、そのような対応は望ましい状態ではないということもありません。

今後の財政運営は、ますます厳しくなっております。震災からの復旧復興とともに感染症対策、災害対策、経済対策と、様々な対策をスピード感を持って対応していかなければなりません。財政調整基金は不測の事態に活用する基金ですから、しっかりと活用した上で、国の交付金の活用や既存事業の見直しによる財源確保にさらに取り組んでいただき、災害支援に対する対応をスピード感を持って対応していただきたいと思っております。また、今後、事業の優先順位もしっかりと議論してまいりたいと思っております。

以上で私の質疑を終わります。三森議員に代わります。ありがとうございました。

○澤田昌作委員長 井本正広委員の質疑は終わりました。

次に、三森至加委員の質疑を行います。

〔三森至加委員 登壇〕

○三森至加委員 皆さん、おはようございます。公明党熊本市議団2番手の三森至加です。これから通告に従って総括質疑をさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

まず初めに、令和元年度決算関係資料の不用額調書について、2問お伺いします。

34ページに、不用額の主な要因として大きく4つに分けられており、①予算上の見積りや想定が実情と合っていなかったもの113件、②予算の経済的、効率的な執行や経費の節約によるもの48件、③予算作成後の予見し難い事情の変更等によるもの70件、④その他16件となっていました。④その他の例として、当初予定していた嘱託職員等の応募が少なく、雇用者数が見込みより下回ったとあります。

そこで気になったのが、40ページ、上から2段目、総務費の自治振興費、区政推進費の賃金の項目です。予算現額3,837万円に対し不用額50.89%、1,952万円です。臨

時職員の雇用を計画していたが、予定していた人数の雇用の確保ができなかったためとありました。

昨日、高本委員もこれに関して質問され、答弁において、マイナンバーカード交付に係る臨時職員の雇用の不用額が生じた経緯が説明されたところです。昨日の質疑で内容が分かりましたので、今回、文化市民局長への質疑については割愛させていただきますが、私はほぼ毎日市役所に来ており、マイナンバーセンターの混雑ぶりを見るにつけ、昨年度についてもどうにか雇用を増やすべきではなかったのかと思います。

不用額調書では、他の部署でも応募がなかったとか、雇用が見込みよりも少なかったとあります。市民サービスの向上や事務の効率化につなげるためには、必要な人数は確保するべきではないでしょうか。今後このような事態が起きたときの対策をお聞かせください。多野副市長にお伺いいたします。

〔多野春光副市長 登壇〕

○多野春光副市長 臨時職員の雇用についてお答え申し上げます。

臨時職員が業務に当たることを予定しております事業におきましては、必要な人員数を予算に計上しておりましたが、実施に当たって当初より事業量が縮小した、あるいは応募が少なく雇用者数が下回ったなどの理由で、一部の事業において不用額が発生したものでございます。

委員御指摘のように、事業遂行に向けては人材確保は重要でありますことから、公募に当たり、本市ホームページや市政だより、ハローワーク等の多くのチャンネルを活用して、広く周知しているところでございます。

そのような中、それでもなお必要な人員が確保できない場合はどうするのかというふうなお尋ねでございますけれども、事業達成に向け、例えば各部署からの応援態勢を整える、あるいは民間会社からの人材派遣を活用するなど様々な手当てを講じまして、市民サービスに支障を来さないよう努めてまいりたいと考えております。

〔三森至加委員 登壇〕

○三森至加委員 多野副市長、御答弁ありがとうございます。

公募に当たり、本市ホームページや市政だより、ハローワーク等様々なチャンネルを活用して広く周知していただいておりますが、なかなか人の確保とは難しいようです。市民サービスの向上や事務の効率化につなげるためには、必要な雇用数の確保が困難な場合には、局内外の応援態勢を活用するとの答弁でしたが、人が足りなくなること、他の職員へのしわ寄せとならないよう、働きやすい職場環境づくりをお願いしたいと思います。

我が会派の吉田議員の今回の一般質問でも、職員のパワハラ事例について質問していますが、パワハラはあるとのこと。皆が忙し過ぎて疲弊していく中に、パワハラやモラハラなどが発生しないようお願いいたします。

次に、決算関係資料の79ページ、最下段の地域支援事業費ですが、地域支援事業費の介護予防・生活支援サービスを10月から開始したが、サービスの認知度が低く、利

用者が見込みを下回ったとあり、68.37%減となっています。10月からなのでお知らせする時間もなかったかもしれませんが、周知が徹底していれば、サービスを受けられる方も増やすことができたのでしょうか。

せっかく受けられるサービスが7割近くも利用されていないというのはいかがなものでしょうか。理由をお示しください。健康福祉局長にお伺いします。

〔石櫃仁美健康福祉局長 登壇〕

○石櫃仁美健康福祉局長 介護予防・生活支援サービスは、地域の通いの場等に参加いたします高齢者のうち身体機能の低下が見られる方を対象として、運動機能や口腔機能の向上、栄養改善の専門的プログラムを提供し、機能の維持改善を図るものでございます。

サービスの利用に当たりましては、高齢者支援センター「ささえりあ」や介護事業所のケアマネジャーなどが対象となる方を把握し、受託事業者へつないでおります。

サービスの開始に当たり、「ささえりあ」やケアマネジャー、民間事業者への説明会を実施して、周知に努めてきたところではございますが、当初サービスを提供できる事業者が少なかったことに加えまして、本年2月以降は新型コロナウイルス感染症の影響もあり、利用者が想定を下回ったものでございます。

今後も利用を促進するために、地域の各種団体の皆様方へも新たに周知を行うとともに、参加する事業者を増やし、サービスを提供できる場所を確保することで、利用の増加につなげてまいりたいと考えております。

〔三森至加委員 登壇〕

○三森至加委員 健康福祉局長、御答弁ありがとうございます。

実際、事業者の方々に数件、短期集中予防サービスに関して現状をお尋ねしてみました。現状は、スペースを空けること、内容を分けることがそもそも難しいため、現行サービスと同時進行は不可能と判断したという事業所がありました。また、受託している事業所では、受託している理由として、地域ケア会議などの参加を通して、フレイル予防のためには早い段階での対策が必要であり、専門職として地域課題の早期解決に役に立てばよいと思って受託されたそうです。意識の高い事業者がいらっしゃることに感謝です。

しかし、このサービスを知らない方が多いことが現状であるとのこと。「ささえりあ」によっても取組方に違いがあり、行政がもっと各「ささえりあ」に、介護保険等の申請につなげる前にこのようなプログラムの活用を地域住民に呼びかけるなど、活用率が上がるよう働きかけてほしいとお声をお聞きしました。

先ほどの答弁で、サービス開始に当たり「ささえりあ」やケアマネジャー、民間事業者への説明会を実施して周知に努めてきたところであるが、当初サービスを提供できる事業者が少なかったとありました。サービスを提供できないのであれば、なぜできないのか、もっと事業者が取り扱えるような仕組みづくり、単価の見直しなどを行うためにも、事業者の現場の声を聴くべきではないのでしょうか。参加する事業者を増

やし、サービスを提供できる場所を確保することで利用の増加につなげていくのであれば、フレイル予防は要介護状態にならないため大事な事業となっていくしますので、しっかり関係機関と連携を取りながら取り組んでいかれますようお願いいたします。

次に、令和元年度決算状況報告書について、4件お伺いしていきます。

まず初めに、122ページ、安心して子どもを産み育てられる環境づくりの中の、要保護児童対策地域協議会運営経費についてお伺いします。

実績のところでは、熊本市要保護児童対策地域協議会の活用により関係機関と連携協力し、要保護児童等への適切な支援等につなげたとありますが、課題のところでは、関係機関との情報共有・連携、虐待を受けている子供の早期発見と適切な支援が必要であると書いてありました。情報を共有するためには、まだまだ垣根が高いように感じられます。

児童虐待相談数も年々増加傾向にあるようですが、どのように対応されていくのか見解をお示しください。健康福祉局長にお伺いします。

〔石櫃仁美健康福祉局長 登壇〕

○石櫃仁美健康福祉局長 本市では、虐待を受けている子どもや支援を必要としている家庭を早期に発見し、適切な保護や支援を図るために、要保護児童対策地域協議会を構成いたします市、学校、保育所・幼稚園、医療機関、警察、民生・児童委員などの関係機関により情報の共有や支援内容の協議を行い、その専門性を生かした必要な支援に取り組んでおります。

児童虐待相談件数が増加傾向にある中、支援の必要な子どもの把握につきましては、要保護児童対策地域協議会以外の関係機関とも情報を共有し、連携していくことが必要であります。例えば、日頃から子どもと接する機会を有する地域の民間支援団体等の協力を得るなど、新たな地域ネットワークを活用した協力体制の強化にも、今後努めてまいりたいと考えております。

〔三森至加委員 登壇〕

○三森至加委員 健康福祉局長、御答弁ありがとうございました。

先日、熊本県下の子どもや家族に対する支援団体であるNPO法人の報告会に浜田議員、高瀬議員と参加してきました。新型コロナウイルス第一波の感染防止のための学校休業中に取り組まれた活動の報告でした。

大牟田市の要保護児童対策地域協議会と同社会福祉法人公益協議会の協力の下、地域での見守りが必要な子どもに対して、パン、弁当合わせて2,156食を45日間にわたり届け続けたという報告で、連携がうまくいった成功例です。

熊本市でも、たった一人でも支援ができたという報告がありました。コロナ禍の中、食事はしているけれども毎日3食菓子パンばかり食べている親子がいるので心配になり、何か支援ができないかと手作りマスクを40枚作り、500円で買ってくれる支援があったので、その資金を基に、とても心配な世帯、5世帯16名にお弁当を届けることができたとのことでした。その方は、各地域に核となる支援者が必要であり、行政と

の連携した仕組みをつくるべきだと言われていました。

見守り支援を行う側からすると、様子を見に来ましたと言って家庭訪問をしても、相手側はなかなか受け入れられない現状があります。お弁当やパンを届けに来ましたと言って訪問することは、見守りが大変スムーズにいきます。行政だけでは絶対につながらない、はざままで埋もれていく子どもがいる現状を見つめ、早急に民間やNPOなどもしっかりとつながっていくことが大事だと思います。そのためにはしっかりと連携を取ること、また予算も必要だと思います。

私は、平成30年第3回定例会で児童虐待のことで質問し、大西市長の答弁では、児童虐待は絶対に許されないことであり、しっかり取り組んでまいるとの強い意志を伺いました。引き続きしっかり取り組んでいただきますようお願いいたします。

次に、125ページから126ページ、良好な地球環境や生活環境の保全についてお伺いします。

省エネルギー機器等導入推進事業補助金の制度は市民にとっても人気があり、件数を拡大され、家庭・業務部門、運輸部門のエネルギー消費量は、共に減少傾向にあるとの実績が出ています。省エネルギー機器等導入推進事業補助金の受付件数の推移についてお示してください。環境局長にお伺いします。

〔三島健一環境局長 登壇〕

○三島健一環境局長 平成30年度より開始いたしました省エネルギー機器等導入推進事業補助金につきまして、令和元年度は補助件数を拡大いたしましたほか、新たに高断熱窓改修と省エネ家電製品の購入を対象に加えたところでございます。

その結果、令和元年度の補助交付件数は、電気自動車等のエコカー125件、ゼロ・エネルギー・ハウス23件、太陽光発電設備・蓄電池・エネファームが合わせて279件、高断熱窓改修32件、省エネ家電製品383件、中小企業者等の省エネ設備導入8件でございまして、全体の件数は前年度の233件から850件へと大きく増加をいたしました。

令和2年度も補助件数の拡大を行ったところでございまして、今後も制度の充実に努め、市民・事業者によりますCO₂削減につなげていきたいと考えております。

〔三森至加委員 登壇〕

○三森至加委員 環境局長、御答弁ありがとうございます。

平成30年度の233件から令和元年度850件と、大きく増加していることは評価でき、市民への地球環境温暖化対策をはじめ環境対策等への関心が高まり、エネルギー消費の削減へと着実につながっています。令和2年度もさらに補助件数を拡大されたとのこと。

そこで提案ですが、1件につき10万円の補助があり、人気のため先着順ですぐに埋まってしまうのが、太陽光発電設備と蓄電池とエネファームです。広く皆さんに利用していただくために、時期を前半と後半でもいいので2回に分けてみられてはどうでしょうか。今後検討をお願いいたします。

次に、166ページ、地域経済の発展、熊本市プレミアム付商品券事業についてお伺

いします。

消費税引上げが非課税者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を下支えするために、プレミアム付商品券の発行を行ったとあります。しかし、決算関係資料53ページ、不用額調書を見ますと、不用額で上がっております。プレミアム商品券は人気の商品だと思いますが、どのように積算されたのかお示してください。経済観光局長にお伺いします。

〔田上聖子経済観光局長 登壇〕

○田上聖子経済観光局長 令和元年度のプレミアム付商品券事業につきましては、消費税率の引上げに伴い家計の負担緩和や消費を下支えするため、国の補助事業を活用し実施したものでございます。

商品券購入の対象者といたしましては、住民税非課税者及び3歳未満の乳幼児がいる子育て世帯の約16万4,000人でございます。その全ての方が1人当たりの購入上限額まで利用した場合を想定いたしまして、最大値で積算したところでございます。

より多くの方に商品券を御利用いただくため、対象者全員に申請書などを送付したほか、未申請の方に対する勧奨通知も行ったところでございます。さらに、申請期限を延長するなどの利用促進に努めてまいりましたが、結果として商品券の購入者数が5万4,000人とどまったことから、不用額が生じたものでございます。

〔三森至加委員 登壇〕

○三森至加委員 経済観光局長、御答弁ありがとうございます。

商品券購入の対象者を全ての方が1人当たりの購入限度額まで利用した場合を想定し、最大値で積算されたとのこと。期間も延長し、勧奨通知も行ったが、不用額が生じたとのことでした。

プレミアム付商品券につきましては、市民にとって関心の高い人気の商品となっております。今後、各商店街でのプレミアム付商品券やタクシーチケットも販売されるようになる聞いております。それぞれの実情に合った販売の仕方などを検討していただき、売れ残ることのないよう取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

次に195ページ、良好な道路環境の実現についてお伺いします。

実績として、道路の維持管理は、舗装維持管理計画及び道路巡回や市民要望を基に、舗装打換や街路樹剪定、除草等の維持管理を行ったとあります。私は、ツツジなどの低木のことで、よく相談をいただいております。ツツジの中に雑草が生えており、せっかくツツジを剪定しても雑草がすぐ生えてきて、通学の子どもや自転車通学の学生さんの顔に当たりそうで危険であるという相談や、家の玄関前にツツジと雑草が物すごく生えており、なるべく自分で伐採していたが、年齢も80歳を過ぎ、切ることができなくなって困っているという相談や、歩道の道路側にツツジが、また民間側にも樹木があり、両方に挟まれて歩道が狭くなって通りにくいなどの相談を受けています。そこでお尋ねします。

1、実績としての検証指標が出ていません。実際決算額のうち街路樹剪定、除草等の維持管理にどのくらい使われているのでしょうか。先日、日隈議員の一般質問で、街路樹の質問に、6,000本調査しており、危険性の高い樹木は伐採するとの答弁がありました。

2、街路樹剪定、除草等の維持管理に費用がかかるのであれば、総量を減らすとか検討が必要だと思いますが、都市建設局長の見解をお聞かせください。

〔田中隆臣都市建設局長 登壇〕

○田中隆臣都市建設局長 街路樹と道路の維持管理に関します2点のお尋ねに、順次お答えいたします。

まず、剪定などの街路樹管理費及び除草費につきましては、令和元年度決算額で約6億6,000万円となっております。

次に、総量の削減についてでございますが、現在街路樹、除草の管理においては、それぞれの実施計画に基づき街路樹の伐採や植え替え、除草においてはコンクリート舗装による防草対策などの総量抑制を実施しており、今後とも安全な通行に配慮しました街路樹等の適切な維持管理に努めてまいります。

〔三森至加委員 登壇〕

○三森至加委員 都市建設局長、御答弁ありがとうございます。

先日、土木課に相談すると、すぐに低木の剪定を行っていただきました。いつも丁寧に対応してくださり、大変ありがとうございます。相談者も大変喜ばれていましたが、やはりよければ、またすぐ生えてくるのでなくしてほしいとの御意見でした。

私がいつも通っている道路でも、せっかく剪定された低木でしたが、2か月もたないうちにツツジの中から雑草が生え、道路に突き出し、運転する方も対向車の方にはみ出さないと通れないくらいの状況になって心配していたところ、今週通ると雑草がきれいに伐採されていました。このような周期で伐採していかなければならないのであれば、先ほどの答弁で、令和元年度は街路樹剪定、除草等の費用に約6億6,000万円かかっていることも踏まえ、総量の削減につきましては、地域住民の方々の意見を取り入れながら、着実に進めていってほしいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上で私の質問は終わりました。次は若手の伊藤議員へバトンタッチします。ありがとうございました。

○澤田昌作委員長 三森至加委員の質疑は終わりました。

次に、伊藤和仁委員の質疑を行います。

〔伊藤和仁委員 登壇〕

○伊藤和仁委員 おはようございます。公明党熊本市議団の伊藤和仁です。引き続き、令和元年度決算状況報告書から質疑を行わせていただきます。

決算状況報告書の90ページ、災害時要援護者支援経費についてお尋ねいたします。

災害時要援護者避難支援制度は、災害時に自力で避難できない方や避難勧告情報等

の災害情報が伝わりにくい方などを対象として、あらかじめ本人の申請に基づき要援護者登録者名簿に登録し、地域の自治会、自主防災クラブ、民生委員等及び市の関係機関に名簿を配布し、情報を共有することにより地域と市が協力し、迅速な対応が行えるように体制整備を行うものです。

昨日、福永委員からも質疑がありましたが、私は、検証指標に関連してお尋ねいたします。

事業の成果として、検証指標が災害時要援護者支援プラン作成件数となっていますが、支援プランの作成件数が、令和元年度の検証値1万8,000件に対し令和元年度の実績値が9,295件と、検証値の約50%しか達成できていませんが、検証値を1万8,000件に設定した理由と、検証値と実績値との大きな乖離が見られる理由をお答えください。健康福祉局長にお尋ねいたします。

〔石櫃仁美健康福祉局長 登壇〕

○石櫃仁美健康福祉局長 検証値の設定根拠につきましては、災害対策基本法に基づき作成した避難行動要支援者名簿の登録者約3万6,000名のおおむね半数を在宅の要援護者と見込み、個別プランの作成目標として、その達成に向けて取組を進めているところでございます。

しかしながら、死亡や転居などにより新規登録者数とほぼ同数のプランが例年廃止となっておりますため、年度末時点での作成件数が大きく変化していない状況でございます。

こうした状況ではございますが、今後もこの目標値に向けてプランの作成に努めてまいります。

〔伊藤和仁委員 登壇〕

○伊藤和仁委員 今後も検証値1万8,000件に向けてプラン作成に努めていくとの回答ですが、現在、新規登録者件数とほぼ同数のプランが例年廃止となっているため、目標に到達するためには、新規登録者をさらに加速して推進していく必要があると考えます。

令和元年度は約1,300名の新規登録があったとありますが、ここ5年間の新規登録者数を教えてください。また、現在の登録勧奨の方法と、今後新規登録者数を増加させていくためにはどのように考えられているのでしょうか。健康福祉局長にお願いいたします。

〔石櫃仁美健康福祉局長 登壇〕

○石櫃仁美健康福祉局長 新規登録の勧奨につきましては、登録勧奨の通知を未登録の避難行動要支援者に対しまして、要介護度3以上の高齢者と1、2級の身体障害者手帳をお持ちの方などへ1年おきに郵送しておりまして、その結果、この5年間で、平成27年度が2,600件、平成28年度689件、平成29年度1,576件、平成30年度531件、令和元年度1,324件、合計で約6,700件の新規登録がございました。

登録勧奨した方の中には、書類の記載などが困難な場合もありますため、昨年度か

ら自治会長や民生委員・児童委員、高齢者支援センター「ささえりあ」に対し、訪問活動時の登録勧奨の協力を依頼しており、今後ともできるだけ多くの方の名簿への登録を進めてまいりたいと考えております。

〔伊藤和仁委員 登壇〕

○伊藤和仁委員 ありがとうございます。

昨年度より、自治会長や民生委員・児童委員、さらには高齢者支援センター「ささえりあ」へ協力依頼をされているとのことで、非常に重要と考えます。一方で、これまでの状況を考えると、検証値1万8,000件というのはとてもハードルが高いと思われます。できるだけ多くの人との、あいまいな回答ではなく、毎年の目標を明確に定めつつ新たな対策を常に考え、この制度を利用したい人、利用しなければならない人を見逃すことなく取り組んでいてもらいたいと思います。よろしくお願ひいたします。

続きまして、決算状況報告書の218ページ、学校教育コンシェルジュ設置経費及び219ページのスクールソーシャルワーカー配置事業とスクールカウンセラー配置事業についてお尋ねいたします。

熊本市における教育相談体制は、一番身近に相談できるところでは心のサポート相談員、スクールカウンセラー、教育相談室に配置されているスクールソーシャルワーカー、心の健康センター、子ども・若者総合相談センター、くまもと若者サポートステーション等があります。そして、平成28年7月から学校教育コンシェルジュが開設されました。

学校教育コンシェルジュは、学校教育に関するあらゆる相談に応じる専門スタッフとあります。いじめや不登校問題など生徒の問題に対しては、スクールソーシャルワーカーとスクールカウンセラーがこれまで対応していたところ、学校教育コンシェルジュ事業が誕生したことで、いま一度スクールソーシャルワーカーとスクールカウンセラー、学校教育コンシェルジュの3つの事業を整理したいと思います。特に相談事業として、スクールカウンセラーと学校教育コンシェルジュが混同しがちになってまいります。

そこで、教育長にお尋ねいたします。スクールソーシャルワーカーとスクールカウンセラー、学校教育コンシェルジュのそれぞれの目的と役割をお答えください。

〔遠藤洋路教育長 登壇〕

○遠藤洋路教育長 教育相談に関する3つの事業の目的と役割ですが、スクールソーシャルワーカーは、児童生徒に関わる課題や家庭環境の改善に向け、関係機関と連携を図る役割があります。

スクールカウンセラーは、児童生徒、保護者等が抱える問題や悩みの改善のため、専門的なカウンセリングを行い、解決に資する役割がございます。

一方で、学校教育コンシェルジュは、保護者や学校に対して中立的な立場から、学校教育に関するあらゆる相談を受けるため、電話対応や直接学校を訪問するなど、必

要な助言や支援をする役割があるところです。

〔伊藤和仁委員 登壇〕

○伊藤和仁委員 ありがとうございます。

学校教育コンシェルジュは、保護者や学校に対して中立的な立場から、学校教育に関する相談を受けるとありました。その意味からも、スクールソーシャルワーカーとスクールカウンセラーとは、その目的も役割も違ってきます。スクールソーシャルワーカーとスクールカウンセラーは昨日の総括質疑でもありましたので、設立から4年たちました学校教育コンシェルジュについてお伺いいたします。

学校教育コンシェルジュの4年間の相談者数と対応件数の推移と、さらに主な相談内容、成果はいかがだったのでしょうか。教育長にお尋ねいたします。

〔遠藤洋路教育長 登壇〕

○遠藤洋路教育長 学校教育コンシェルジュに関する御質問にお答えいたします。

学校教育コンシェルジュの4年間の相談者数と対応件数ですが、開設初年度の平成28年度は262人、967件。29年度は270人、1,201件。30年度は245人、1,093件。令和元年度は211人、1,237件となっております。

相談内容の半数以上は、学校の対応等への不満や不登校に関するものとなっております。

成果の具体例としては、不登校の児童生徒への対応をめぐって、学校と保護者の関係がこじれたケースに学校教育コンシェルジュが関わった結果、関係の修復が図られ、児童生徒が登校できるようになったケースなどがありました。また、相談する相手がいなかったり、学校へは相談しにくい保護者の悩みなどを丁寧に傾聴したりしたこと、保護者の心の安定が図られるケースも多くありました。

このように、学校教育コンシェルジュは児童生徒の悩みの解消、保護者の学校への理解の促進、ひいては教員の負担軽減にもつながるなど設置した効果は高いことから、引き続き相談等の充実に努めてまいります。

〔伊藤和仁委員 登壇〕

○伊藤和仁委員 ありがとうございます。

学校教育コンシェルジュの相談内容は、学校不信・不満、教職員との関係の問題と不登校に関する問題が約半数以上を占め、学校にはなかなか相談できないことなので、その必要性が分かります。さらに、その設置の効果として、教員の負担軽減にもつながっているとのことで、中立的立場で行う相談体制の意味を果たしていると言えます。

また、対応件数は、令和元年度の検証値を達成していますが、先ほどお聞きした相談者数は増えていないようです。学校教育コンシェルジュのホームページを拝見しますと、その趣旨として、どこに相談したらいいかわからない、学校にはあまり相談したくないなど、学校教育に関するあらゆる相談に応じるためのものとありますが、説明書はPDFファイルA4の用紙1枚しかなく、具体的な説明、相談できる内容等が全くないので、相談をしようとする側から見れば、何をしているのか分からないと思

われます。

学校教育コンシェルジュをさらに機能させていくためには、ホームページの充実と周知が大事と思いますが、いかがでしょうか。教育長にお尋ねいたします。

〔遠藤洋路教育長 登壇〕

○遠藤洋路教育長 委員御指摘のとおり、本市のホームページに記載している内容は、学校教育コンシェルジュの相談活動を伝えるには不十分であったと認識しております。

今後は、学校教育コンシェルジュについて多くの保護者に知っていただくために、ホームページの内容を充実させるとともに、具体的な説明や相談できる内容などについて、分かりやすく紹介する文書を作成し保護者に配布するなど、相談を必要とする保護者への十分な周知に取り組んでまいります。

〔伊藤和仁委員 登壇〕

○伊藤和仁委員 ありがとうございます。

一保護者から見れば、スクールカウンセラーも学校教育コンシェルジュも相談事業として、役割や目的が違うことなど知る由もありません。ましてや事業が行われている情報がホームページの情報しかなく、それを見ても何が行われているのか分からないのであれば、利用しようとは思いません。学校教育コンシェルジュは、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等で対応できない問題の受皿となっていますので、今後もしっかりと取り組んでいてもらいたいと思います。

最後に、決算状況報告書の222ページの、子どもたちの身近な安全対策の充実の中の、学校安全推進経費についてお尋ねいたします。

事業の実績の一つとして、こどもひなんの家プレートを配布したとありますが、子どもの安全を巡る環境は、熊本県警が運用している「ゆっぴー安心メール」でもあるように、声かけ事案などが頻繁に起きており、メールが来るたびに非常に不安になります。子どもの安全は地域の安全でもあり、また子どもを地域で見守っていくという事業が、こどもひなんの家です。この事業が開始されてから随分時間がたち、その中で地域の状況の変化、子どもを取り巻く環境の変化にさらされ、こどもひなんの家は現在、当初の目的が忘れ去られているところも見られます。

そこで、教育長にお尋ねいたします。これまで子どもたちがこどもひなんの家に逃げ込んだり、警察に通報した事例はありますか。

〔遠藤洋路教育長 登壇〕

○遠藤洋路教育長 こどもひなんの家の利用事例についてお答えいたします。

本市では、児童生徒が危険に遭遇した際、避難ができるように、事業者や市民の方等の協力の下、こどもひなんの家を設置し、プレートを配布して掲示いただいております。

児童生徒がこどもひなんの家に逃げ込んだ事例は、学校が把握しているもので年間一、二件であり、中には警察へ通報したものもあります。その他、熱中症対策としての水分補給、けがの応急処置、トイレの借用等の活用もされているところです。

〔伊藤和仁委員 登壇〕

○伊藤和仁委員 ありがとうございます。

犯罪を未然に防いだり、熱中症対策の水分補給やけがの応急手当、トイレを借りるといった事例もあることから、地元の安全対策にとって、こどもひなんの家事業が有効に機能している事例が存在することは、とてもいいことだと考えます。それには、地域と子どもとの距離が近く、取組が工夫され、うまく機能している事例であり、地域の安全にとってとても有効です。

一方で、子どもにとってプレートがある家の人と面識がないというとき、いざというとき逃げ込むことができない、一方、プレートがある家にとっては、簡単なマニュアルはあるものの、ふだんは具体的に何をしたらいいのか分からないという現状もあります。

こどもひなんの家は、犯罪を未然に防ぎ、子どもたちを地域で見守っていくことによって犯罪そのものから守り、さらに犯罪発生の抑止力となり、子どもの安全にとってとても重要と思われませんが、今後どのように運用、機能させていくのでしょうか。教育長にお尋ねいたします。

〔遠藤洋路教育長 登壇〕

○遠藤洋路教育長 こどもひなんの家の今後の運用等の方向性についてお答えいたします。

運用に当たっては、いざというときに児童生徒が、こどもひなんの家を活用できるような取組が重要であると考えております。学校では、校区の危険箇所等を示した安全マップにこどもひなんの家を掲載して、保護者や地域に広く周知したり、校外活動等の際に児童生徒がこどもひなんの家を訪問するなど、日頃から交流に努めているところです。

一方で、こどもひなんの家に配布するマニュアルについて、学校によってはふだんの対応についての記載がないなど、内容の充実を図る必要があると考えております。

今後は各学校の実態を把握し、基本的なマニュアルの作成や取組状況に関する情報の共有等、地域の状況に応じた運用の充実につなげてまいりたいと考えます。

また、学校ごとに警察関係団体、地域、保護者等で組織する学校安全対策協議会等で連携を図り、こどもひなんの家を含め、児童生徒の安全確保のための機能の向上に努めたいと考えております。

〔伊藤和仁委員 登壇〕

○伊藤和仁委員 ありがとうございます。

機能している校区とそうでない校区の実態を把握して、こどもひなんの家事業を本市全体で機能させていっていただきたいと思います。ぜひ学校安全対策協議会などで、地域の連携強化と児童生徒の安全確保のために、機能強化を図っていただきたいと思います。何とぞよろしく願いいたします。

以上をもちまして、公明党熊本市議団の総括質疑を終了させていただきます。あり

がとうございました。（拍手）

○澤田昌作委員長 伊藤和仁委員の質疑は終わりました。

以上で公明党熊本市議団の質疑を終わります。

次に、日本共産党熊本市議団、上野美恵子委員の質疑を行います。持ち時間は10分となっております。

〔上野美恵子委員 登壇〕

○上野美恵子委員 日本共産党熊本市議団の上野美恵子でございます。

通告の順序を一部入れ替えてお尋ねをしておりますので、よろしくお願ひいたします。

初めに、ごみ問題について伺います。

熊本市では、ごみ出しが困難な方を対象に、ふれあい収集という個別収集を行っています。

第1に、市の基準でふれあい収集の対象者はどのようになっていますか。

第2に、ふれあい収集の現状と課題、今後の取組について御説明ください。

以上2点を環境局長にお尋ねいたします。

〔三島健一環境局長 登壇〕

○三島健一環境局長 ふれあい収集に関します2点のお尋ねに、順次お答えいたします。

まず1点目の、ふれあい収集の対象者についてでございますが、要介護認定や身体障害者手帳などの交付を受けた方や、加齢や傷病等によりごみ出しが困難な方のみで構成をされ、親族や近隣者の協力を得られない世帯を対象としておりまして、現在、利用世帯は約1,400件でございます。

その対象者数といたしましては、要介護認定や身体障害者手帳などの交付者数を単に合計をいたしますと約3万9,000人となりますが、これには親族と同居されている方や施設等に入所されている方などが含まれておりますことから、本事業の実施に当たりましては、要介護認定者数の将来推計を基に、今後年間150件程度の増加を見込んでおります。

2点目の、ふれあい収集の現状と課題、今後の取組についてでございますが、ふれあい収集はこれまで毎年100件以上増加をしているところでございますが、さらに認知度を向上させる必要があると感じておりまして、今年度から新たにごみカレンダーに掲載し案内を行いますとともに、全ての地域包括支援センターに改めて周知をしたところでございます。今後も福祉部門や区役所との連携はもとより、校区自治協議会への周知を行うなど認知度の向上を図り、さらなる利用の拡大に努めてまいります。

〔上野美恵子委員 登壇〕

○上野美恵子委員 前向きな御答弁、ありがとうございました。

9月21日は敬老の日です。今後ますます高齢化が進んで、単身や老老世帯も増えて、ふれあい収集はその必要性が高まっていくものと思います。幾つになっても地域の中で安心して生活ができるよう、答弁されましたようにもっと多くの人を利用できるよ

うな、積極的な立場で取り組んでいただきますようお願いいたします。

続きまして、防災・災害対応で、避難や防災備蓄について伺います。

1、避難に当たっての要配慮者に対し、どのように対応することとなっていますでしょうか。

2、避難所を開設した場合の物資の供給についての考え方について御説明ください。

3、備蓄倉庫の物資はどのような場合に、どのように活用するとなっていますか。

4、マニュアルに沿った避難所運営についての考え方と現状、また問題点とその改善見通しについて御説明をお願いいたします。

最初の3点は政策局長に、最後の1点は市長にお尋ねいたします。

〔田中俊実政策局長 登壇〕

○田中俊実政策局長 防災・災害対応に関する3点の質問に順次お答えいたします。

1点目の、高齢者など要配慮者への対応につきましては、自主防災クラブなど地域の協力による避難支援を基本とし、避難所において要配慮者のスペースや授乳室等の確保に努めることとしております。

2点目の、避難所での物資の供給につきましては、避難所全体で食料や毛布、寝具などの要否の報告を受けまして、災害対策本部で判断することとしております。しかし、例えば要配慮者で水や毛布等の持参が困難な方も想定されますことから、その場合は状況に応じて対応する必要があると考えております。

3点目の、備蓄倉庫の物資については、大規模災害時に物流等が停止しまして外部から物資が届かない場合に備えまして、非常食糧や生活必需品等を備蓄するものでございます。

〔大西一史市長 登壇〕

○大西一史市長 本市の「避難所開設・運営マニュアル」は、地震等の大規模災害が発生した際の避難所運営について、準備から運営までの手順や注意点を分かりやすくまとめたものでございます。

熊本地震の際、避難所の開設・運営において、職員の認識不足や内容に不十分な点もあったことから、地震後の平成29年度に全面改訂を行い、併せて福祉スペースや女性専用のスペースの確保など、誰もが安全・安心な避難生活を送れるよう工夫をしたところでございます。さらに、外国人等への対応を追記するなど適宜見直しを行っておりまして、現在手引を作成し運用しております新型コロナウイルス感染症対策についても、今後マニュアルに反映させることとしております。

また、先般の台風10号の際の避難所運営について、柔軟な対応が不足していたとの声も聞いていることから、今回の課題や反省点を総括するよう、関係部署に指示をしたところでございます。

これらの検証結果を今後の災害対応に生かしていくことで、市民の皆様がより安心して利用できる避難所体制を構築してまいりたいと考えております。

〔上野美恵子委員 登壇〕

○上野美恵子委員 丁寧に御説明いただきましてありがとうございました。

決算状況報告書の34ページに記載がございますが、防災体制強化の取組として、指定避難所機能強化について述べられて、分散備蓄倉庫内の不足機材を補充したことが実績として説明されています。

ただいま局長からは、避難所の物資供給は、避難所全体での食料、毛布、寝具等の要否、必要見込数の状況報告を受け、災害対策本部にて判断すると答弁がありました。しかし、市長も触れられましたように、このたびの気象庁が特別警報級と警告した直近の台風10号では、9月6日の午後4時30分に市の防災対策本部から市内全域に警戒レベルが4、避難指示が緊急発令されました。しかし、備蓄倉庫の鍵すら開けられずに、各指定避難所の本部には、非常の場合の水も食料も準備されていませんでした。

市の避難マニュアルでは、避難所の水、食料、生活物資の有無は開設の際のチェックリスト項目ですが、実際にはチェックがされておりました。分散備蓄には毛布も入っていないそうですが、多くの高齢者が利用する指定避難所に、毛布の一枚も準備されないというのは問題ではないでしょうか。

そもそも、全てを自前で運んで避難するとなれば、それができない要配慮者は、どんなに避難指示が出されても避難をすることすらできません。答弁された、要配慮者の避難は地域の協力を基本とするという自己責任論は、要配慮者を災害支援から遠ざけてしまいます。

本市の各種防災関係のマニュアルを拝見しますと自助共助が強調されて、自己責任による防災が求められています。しかし、防災行政におきましては、個人ではできないことをしっかりとサポートする公助こそ行政の役割として重要です。そうでなければ公の存在価値はありません。真の防災体制強化を心からお願いいたしておきます。

次に、3点目となります職員の問題で、業務職と再任用の問題についてお尋ねいたします。

- 1、業務職の果たしている役割について御説明をお願いします。
- 2、業務職員の任用状況と今後の見通しはどのようになっているのでしょうか。
- 3、再任用職員の総人数と役職別の任用人数について御説明ください。
- 4、再任用職員の任用方法と役職の決定方法・基準について御説明ください。
- 5、公平公正な再任用職員の任用についての考え方、今後の取組についてお聞かせください。

最初の4点は総務局長に、最後の1点は市長にお尋ねいたします。

〔深水政彦総務局長 登壇〕

○深水政彦総務局長 私からはまず、業務職に関してお答えを申し上げます。

業務職につきましては、廃棄物収集や道路の維持管理、給食調理など住民に身近な行政サービスの第一線におきまして、サービス水準の維持・向上のため、それぞれの業務に求められる職責を果たしているところでございます。

職員数につきましては、令和2年4月現在で631名でございまして、今後につきま

しては、民間にできることは民間に委ねるという基本方針の下に、退職者の補充は行わないということにしております。

次に、再任用についてでございますが、再任用職員の総数は、令和2年4月現在で578名でございます。内訳につきましては、局長級、部長級が各1名、課長級10名、主幹級2名、主査級7名、一般職が557名となっております。

任用につきましては、本人の申込みと希望等に基づいて決定しております。役職につきましては特に基準は設けておりませんが、在職中の業務経験あるいは勤務実績等を考慮して決定しているところでございます。

〔大西一史市長 登壇〕

○大西一史市長 再任用職員につきましては、職員が長年にわたり培った幅広い知識や豊富な経験を後進の指導育成や業務の円滑な遂行に生かすことができるよう、今後も公平公正な任用と配置に努めてまいりたいと考えております。

〔上野美恵子委員 登壇〕

○上野美恵子委員 まず、業務職の答弁に関わって気になる点がございまして、総務局長に伺いますが、退職者の補充は行わないと言われてきたけれども、今後の見通しとして、業務職はなくなってしまうのでしょうか。

また、その場合に、災害での支援などでは災害廃棄物の処理等、業務職の方々の働きなくしてはできないこともあります。そういう対応はどのようにされるのでしょうか。お尋ねいたします。

〔深水政彦総務局長 登壇〕

○深水政彦総務局長 業務職が担っております業務につきましては、先ほども申し上げましたように、民間が有するノウハウを可能な限り活用していくということを基本に考えているところでございます。

したがって、職員が直接担わなければならない分野を適切に見極めながら、今後も市民満足度の高い行政サービスの提供に努めてまいりたいというふうに考えております。

〔上野美恵子委員 登壇〕

○上野美恵子委員 ちょっと答弁が違うんですが、退職後補充しないから業務職がなくなってしまうのではないかと、この点の答弁をお願いいたします。

〔深水政彦総務局長 登壇〕

○深水政彦総務局長 結果としまして業務職がなくなる可能性はあるというふうに考えております。

〔上野美恵子委員 登壇〕

○上野美恵子委員 それでは困りますね。業務職は2010年度以降、約10年間、全く採用がありません。最初の答弁で、民間にできることは民間に委ねるというのが基本とされましたが、際限なく公の業務を民間に委ねてきたことが、業務職における雇用の基準をなくして、労働者の職を劣悪にしてきました。今や社会問題となっている非正

規雇用の問題、格差と貧困の問題、行政がこれらの問題の傷を深めるようなことをしているということは、ゆゆしき問題と指摘をしなければなりません。

また、社会にあっては、どのような業種でも事務職と業務職があって事業が成り立っているのであり、業務職を公の仕事からなくし、事務職だけが公務であるとする考え方は、公の業務を大きくゆがめるものであることを認識していただきたいと思います。業務職の位置づけ、処遇の改善につきましては、今後検討していただきますように要望いたしておきます。

それでは、再任用の問題についてお尋ねをします。

役職の再任用は毎年数人ずつ増えて、今年4月が一番多く、10人増えています。今年4月1日現在で、再任用の総人数578人のうち、主査級から局長級まで各種役職で21人です。とはいえ、ごく一部にすぎません。

市長は、長年培った幅広い知識や経験を後進の指導育成や業務の円滑な遂行に生かすと言われましたが、40年近く市役所の業務に携わり退職をされた職員は、局長であれ課長であれ、そして一般職であれ、どなたも培ってきた知識や経験はそれぞれにあります。それを言うならば、ごく一部の職員だけを役職とするのではなく、再任用の方はそれぞれの専門性を生かすべく、きちんとした選任を行い、それぞれの役職に任用するのが公平公正というものではないでしょうか。現行の本市の再任用には、公平公正を担保する手続がありません。

人事院のホームページでは、国家公務員の再任用は、従前の勤務実績等に基づく選考採用を行うと決められています。市長にお尋ねしますが、国のやり方は御存じでしょうか。また、本市においても役職の再任用を行うのであれば、このような手続を踏むべきではないでしょうか。

〔大西一史市長 登壇〕

○大西一史市長 再任用の職員の役職については、御指摘ありましたような恣意的に決定しているようなことではございませんで、これまでの業務経験、また勤務実績等を考慮いたしますとともに、管理職としての組織運営や人事育成を任せることができる人材を登用しているところでございます。

人事院のそうしたいろいろな取組も含めて、いろいろな形で参考にしながら、これからも適切に運用してまいりたいと考えております。

〔上野美恵子委員 登壇〕

○上野美恵子委員 恣意的にしていなと言われてましたが、私は恣意的にされているとは思っておりません。公平公正と言うときに、それは口先だけで言うものではなくて、それを担保する仕組みが必要です。そうでなければ、再任用する職員の能力を客観的に実証できたとは言えません。そのことを人事院のホームページにも書いてあります。

さらには、役職の再任用の方々のいらっしゃるポストは、それまでなかったところに、再任用に合わせて新たに設けられています。本当に必要なのか、その検証も必要

です。退職する管理職の天下り先がないので、市役所内に特別の再任用先を設けたと誤解を生んでは困ります。市役所の組織に管理職ポストが必要ならば、これからの市役所業務を担っていく若い職員をそこに配置して、育てていくことこそ大切ではないでしょうか。

人事院は再任用について、実際に就任するポストは退職時から変わることが一般的で、多くの場合、管理職であっても一般職となり、退職前と上下関係が逆転することもあると説明しています。熊本市は再任用の給与に8等級までの段階を設けていますが、それは国の基準に準じたものと市の職員さんが私に説明されました。それならば、国と同様に、公平公正な任用のための選考採用をきちんと行うべきです。検討と実施をお願いしておきます。

市役所職員の雇用というのは、臨時職も含め業務職も含め、採用の在り方も社会の基準として、そのありようは極めて重要です。今回指摘いたしました点をしっかり踏まえた対応に努めていただくようお願いいたします。質疑を終わります。

○澤田昌作委員長 日本共産党熊本市議団、上野美恵子委員の質疑は終わりました。

次に、緒方夕佳委員の質疑を行います。持ち時間は5分となっております。

〔緒方夕佳委員 登壇〕

○緒方夕佳委員 おはようございます。緒方夕佳です。

私の持ち時間の関係上、決算状況報告書117ページの合計額に含まれる産後ホームヘルプサービス事業に絞ってお尋ねいたします。

一昨年私の一般質問の中で、利用者にアンケートをするよう要望したところ、実施するとの回答で、去年の末に実施されました。アンケートの結果はどうだったのでしょうか。評価する声、改善を求める声など具体的な声に触れるとともに、アンケートの分析結果について、初めて聞く人にも分かりやすく、かつ詳細に御説明ください。健康福祉局長にお尋ねいたします。

〔石櫃仁美健康福祉局長 登壇〕

○石櫃仁美健康福祉局長 産後ホームヘルプサービス事業とは、出産後6か月までの方で体調不良等により家事や育児を行うことが困難な家庭に、ホームヘルパーを派遣する事業でございます。

平成31年4月から令和元年11月までの利用登録者233人の方に対しまして、令和元年12月にアンケートを実施したところ、88人の方から御回答いただきました。

アンケートの結果によりますと、利用回数については70%の方が、1回当たりの料金については62%の方が、それぞれちょうどよいと回答され、利用期間が産後6か月までであることについては、54%の方が短いと回答されました。

なお、アンケートに回答された方のうち43%の方は実際には事業を利用しておらず、その理由の多くは、家族などの協力が得られたことなどにより利用の必要がなかったという回答でございました。

本事業に対しまして評価といたしましては、とてもよい制度だと思う、利用登録をし

ているだけで安心感があるなどの御意見をいただいたところでございます。

一方で、利用期間について産後1年間まで延長してほしい、産後1か月間に集中して利用したかったが利用の予約を取りにくかったなどの御意見をいただいたところでございます。

〔緒方夕佳委員 登壇〕

○緒方夕佳委員 詳細というよりは概略ではありましたが、ありがとうございました。

答弁の中に、アンケート回答者のうち43%は実際に事業を利用しておらず、その理由の多くは、家族などの協力が得られたこと等により利用の必要がなかったという回答であったとおっしゃいましたが、実際のアンケートの記述を見てみると、家族などの協力が得られたことにより利用の必要がなかったという方より、事業所の都合で諦めざるを得なかった方の方が多かったことが分かります。

例えば、「希望する事業者がいっぱいだった」、「登録事業所から空きがないと言われた」、「どこもヘルパー不足で無理ですと言われた」、「登録事業所から連絡が来るはずの時期に来ないので、自ら連絡してみると、どうせ利用しない人が多いと思われ連絡しなかったと言われ、信用をなくしたため利用しなかった」など、サービス提供側の問題も浮き彫りになっています。

アンケートの結果を分析した上で、今後どのような改善策を取っていかれますでしょうか。健康福祉局長にお尋ねいたします。

〔石櫃仁美健康福祉局長 登壇〕

○石櫃仁美健康福祉局長 今回の利用者アンケートにおきまして、利用期間の延長について御要望いただいたところでありまして、産後の体調不良の場合等は、必要に応じて利用期間延長の措置を講じるなどの対応を検討してまいりたいと考えております。

また、利用の予約を取りにくかったという御意見があることから、利用者の方が必要なときに円滑に利用ができるよう、引き続きサービス提供者の確保に努めてまいりたいと考えております。

〔緒方夕佳委員 登壇〕

○緒方夕佳委員 アンケートを実施したことにより判明した期間延長の要望を受け、利用期間延長の措置などを検討いただけたということで、より産婦のニーズに近づけようとする姿勢を高く評価いたします。実践のほどをどうぞよろしくお願い申し上げます。

また、非常にニーズの高い事業であるにもかかわらず、市が事業の依頼先を介護事業所のみをしているため、人手不足の介護事業所が人を配置することができず、利用したくても利用できなかった方がおり、せっかくのすばらしい事業なのに利用者の満足度が下がってしまっていることが分かります。担当課は努力されておりますが、それ以上に介護事業所の人手不足は深刻で、依頼する事業所も増えては減りを繰り返しています。依頼先をファミリーサポート登録者、NPO等の団体にも広げるなど、人手不足に悩む介護事業所にこだわらずに、サービス提供者を増やす取組をお願いいた

します。

次に、市長にお尋ねいたします。

本市は熊本市子ども輝き未来プラン2020の中で、2024年までに出生数を7,000人までに引き上げるという目標を掲げております。大西市長は、産後直後の女性や家族を支える重要性をどのように認識していらっしゃいますでしょうか。

〔大西一史市長 登壇〕

○大西一史市長 妊娠や出産は、女性やその御家族にとって大変大きな出来事でございます。特に女性にとっては、産後直後は心身の大きな変化や育児に対する不安感等から、産後鬱や児童虐待のリスクが高まる時期でもあると考えられております。

このようなことから、子育てに対する不安や育児・家事の負担を軽減するとともに子育て世帯の孤立防止を図り、安心して子育てをしていただくために、産後ホームヘルプサービス事業等により出産直後の女性に対する支援を行うことは、母子やその御家族にとって極めて重要であると認識しているところでございます。

今後こうしたサービスを充実させてまいりたい、このように考えております。

〔緒方夕佳委員 登壇〕

○緒方夕佳委員 市長は、安心して子育てをするために、産後直後の女性や家族を支えることは極めて重要であると認識されているということで、安心いたしました。

厚生労働省によると、虐待されて亡くなる子どもの半数近くがゼロ歳児であり、また国立成育医療研究センターによると、産後1年未満で亡くなった女性の死因の第1位が自殺です。女性と子供がひっそりと絶望し息絶えていっている、そんな現状が浮かび上がります。

翻って女性や家族にとって最もサポートが必要な産後の時期を支えることは、出産と新生児の子育てに対する自信と安心につながり、結果として出生数の増加につながります。アンケートに記述された「産後すぐの不安なときに心強かった」、「とても助かる事業だった」、「続けてほしい」という声のとおり、助けてくれる親族や御近所が激減している中で産後ホームヘルプのニーズは高く、もっともっと拡充したほうがいい事業だと思っています。

秋から来年度の予算編成が始まります。市長がおっしゃられたように、産後直後は鬱や虐待のリスクが高まる極めて重大な時期です。この時期をしっかりとサポートする産後ホームヘルプ事業に、今後もしっかりと予算の拡充措置などをお願いいたします。

これで私の質疑を終わります。

○澤田昌作委員長 緒方夕佳委員の質疑は終わりました。

以上で総括質疑は終わりました。

次に、付託議案の取扱いについてお諮りいたします。

付託議案の詳細審査につきましては、お手元に配付しております一覧表のとおり、各分科会が分担することで御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○澤田昌作委員長 御異議なしと認め、そのように決定いたします。

次回の当委員会は9月25日（金曜）午前10時に開きます。

なお、次回の委員会における締めくくり質疑の通告期限は、9月23日（水曜）午前10時となっておりますので、委員各位、御承知おきをお願いいたします。

これもちまして、本日の委員会を閉会いたします。

午前11時33分 閉会

出席説明員

| | | | |
|---------|---------|-------------|---------|
| 市 長 | 大 西 一 史 | 副 市 長 | 多 野 春 光 |
| 副 市 長 | 中 村 賢 | 政 策 局 長 | 田 中 俊 実 |
| 総 務 局 長 | 深 水 政 彦 | 財 政 局 長 | 田 中 陽 礼 |
| 健康福祉局長 | 石 櫃 仁 美 | 環 境 局 長 | 三 島 健 一 |
| 経済観光局長 | 田 上 聖 子 | 都 市 建 設 局 長 | 田 中 隆 臣 |
| 代表監査委員 | 池 田 泰 紀 | 教 育 長 | 遠 藤 洋 路 |

議会事務局職員

| | | | |
|---------|---------|-----------|-----------|
| 事 務 局 長 | 富 永 健 之 | 事 務 局 次 長 | 和 田 仁 |
| 議 事 課 長 | 池 福 史 弘 | 調 査 課 長 | 下 錦 田 英 夫 |